

第12回 長良川流域新五流総地域委員会 議事要旨

日時：令和5年8月21日（月）14：00～16：00

場所：岐阜県水産会館 1階 大会議室

1 議事

- (1) 規約の改正について
- (2) 長良川流域における総合的な治水対策プランの進捗について
- (3) 市・町の実組・検討状況、課題等について
- (4) その他
 - ①「流域治水」の推進について
 - ②「新五流域総合治水対策プラン」の改定に向けて
 - ③県内の水辺空間活用事例について
 - ④「岐阜県川の防災情報」の機能追加について（資料配布のみ）
 - ⑤水難事故防止に向けた啓発（資料配布のみ）
 - ⑥砂防部局の実組みの共有について
 - ⑦「顕著な大雨に関する気象情報」の新たな運用について

2 議事要旨

議事（1）規約の改正について

規約の改正が必要となった背景や改正の内容について、資料に基づいて事務局から説明があり、改正案が了承された。

規約を改正し、当日付で施行する。

議事（2）長良川流域における総合的な治水対策プランの進捗について

ハード対策（河川整備、耐震化、長寿命化）及びソフト対策について、資料に基づいて事務局より説明があり、質疑や意見交換等は特になく、プランに基づいて担当土木事務所が実施したハード対策およびソフト対策の進捗について了承がなされた。

議事（3）市・町の実組・検討状況、課題等について

市町の実組・検討状況、課題等について、資料に基づいて岐阜市及び関市の担当者から説明があり、質疑応答、意見交換がなされた。

各市町の説明概要や意見交換の主な内容は以下のとおりである。

【各市の説明概要】

[岐阜市]

- ・ 8月16日の台風7号の影響により、岐阜市北東部地域において、土砂災害警戒情報が発表されたため、一部地区について避難指示を発令するなど、災害対応を行った。また、石田川沿川においては、家屋の浸水被害が発生した。
- ・ 水防活動の支援として、38年ぶりに新たな水防団を設立した。また、全34水防団にタブレットを配布し、DXの推進や「水防活動支援情報共有システム」の実証実験を実施している。
- ・ 防災教育の推進として、「岐阜市総合防災安心読本」を改訂し、全戸配布をした。あわせて、マイ・タイムライン作成アプリの配信による市民の避難行動の支援や、小中学校でのDIGの実施による防災学習の支援を進めている。

[関市]

- ・ 8月16日の台風7号の影響により、土砂災害警戒レベル4が発表されたため、市内全域に対して避難指示を発令した。
- ・ 令和元年度から災害・避難カード事業を実施し、自助・共助の取組を推進している。
- ・ 過去に多くの浸水被害を受けてきた地区において、自主防災組織を対象に出前講座を実施している。しかしながら、参加者の高齢化、自主防災組織加入率の低迷などの課題がある。

【質疑応答・意見交換】

[藤田委員長]

- ・ 国土交通省にて開発された水防活動支援情報共有システムを導入することの利点やシステム自体の特徴などについて教えていただきたい。

[岐阜市]

- ・ 水防活動が必要な箇所において水防団が実施している状況をシステムの地図上に表示・記録することで、水防管理者を始めとする水防管理団体の関係者や関係部署、河川管理者がシステムを通じて水防活動の状況をリアルタイムで確認・把握できるという、水防活動の分かりやすい見える化と、それによる情報の共有が利点である。

議事（4）その他

資料に基づき、関係機関等から情報提供があった。それらの概要は以下のとおりである。その後、議事全体を通じて質疑応答、意見交換がなされた。

①「流域治水」の推進について

- ・ 県庁河川課から、流域治水の推進の背景となる気温変化の歴史・予測、近年の雨の降り方の変化、それを踏まえた対策の3つの柱について説明がなされた。あわせて、各対策の柱に関する具体的な事例の紹介がなされた。

②「新五流域総合治水対策プラン」の改定に向けて

- ・ 県庁河川課から、新五流総のプラン改定に向けて検討すべき内容や河川改修の次期目標設定に向けた説明がなされた。あわせて、流域治水と新五流総との関係性や、流域治水を新五流総へ取り入れるための検討状況について説明がなされた。

③県内の水辺空間活用事例について

- ・ 県庁河川課から、まちづくりと一体となったハード整備を行う「かわまちづくり制度」、河川区域内で民間事業者による営利活動が可能となる「都市・地域再生等利用区域制度」の説明がなされた。
- ・ 上記の制度を用いて事業化を検討する際に活用可能な「官民連携基盤整備推進調査費」や、県内における水辺空間を活用した事例の紹介がなされた。

⑥砂防部局の取組みの共有について

- ・ 県庁砂防課から、令和4年度の全国の土砂災害発生状況や近年の発生件数の推移について説明がなされた。また、下呂市や郡上市において、避難行動により命を守った事例の紹介がなされた。

⑦「顕著な大雨に関する気象情報」の新たな運用について

- ・ 岐阜地方気象台から、「顕著な大雨に関する気象情報」の新たな運用に関するロードマップとともに、現行の発表基準や予測情報も導入した事前発表に関する説明がなされた。あわせて、本年度の情報発表例の紹介がなされた。

【質疑応答・意見交換】

[関市]

- ・ 「顕著な大雨に関する気象情報」と「記録的短時間大雨情報」との違いはどのようなものか。

[岐阜地方気象台]

- ・ 記録的短時間大雨情報とは、実際に100mmを超えるような雨が観測所又はレーダー雨量で観測されたことをお知らせするものであり、局地的な大雨を対象としている。一方で、顕著な大雨に関する気象情報は、広範囲を対象としている。

- いずれの情報も反映している「キキクル」にて、土砂災害および浸水害の危険性の高まりを確認していただきたい。

[藤田委員長]

- 「顕著な大雨に関する気象情報」とその30分前の発表についての技術面の確認だが、1つは、これまでは、発表前3時間の解析雨量の値という実測値のみに基づいた発表であったが、30分前に発表ということは、2時間半の実測値と気象モデルによる30分間の予測結果を用いられるという点であり、2つ目は、細長い線状降水帯形状の500 km²内での5 km メッシュ値を用いるということは、その値を25 km²の代表値として、ざっと20点余り（～40点）のデータが対象となり、降雨強度の値にはかなりのバラツキがあることになると推察されるが、中小河川の流域面積や地域防災の観点からは最大値が問題になり、それはどの程度かという点である。

[岐阜地方気象台]

- 1点目については、「顕著な大雨に関する気象情報」も、気象予測によってできるだけ早い段階で地域を絞って発表していくことを目標として業務を進めており、今回はその最初の試みの紹介である。2点目の降雨のバラツキへの災害対応についても、やはり、記録的短時間大雨情報にも対応している「キキクル」を活用していただきたい。